

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>5 組織的な運営管理の推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理の推進</p>	<p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p> <p>(2) 生活保護の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。</p> <p>また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>(3) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>るか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) <u>処遇援助</u>困難ケースの<u>処遇援助</u>方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した<u>処遇援助</u>方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの<u>処遇援助</u>内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 実施体制の確保	<p> 接遇等について特別な配慮がなされているか。 (2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。 (3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。 </p> <p> 4 処遇援助困難ケースへの対応 (1) <u>処遇援助困難</u>ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な<u>処遇援助</u>を行うよう指導しているか。 (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。 (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。 </p> <p> 1 職員の配置状況 (1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。 (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの<u>処遇援助</u>、事務処理等に支障を来していないか。 ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。 (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。 </p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。また、現金の保管状況は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、 ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。 イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。 ・ 国庫負担額 = (自治体の支出額 - (調定額 - 不納欠損額)) × 3/4 ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。 エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等が行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 暴力団員である、またはその疑いがあるケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。</p> <p>(2) 保護を申請し、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）申請者等が暴力団員である場合には、ケースワーカー等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p> <p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、福祉事務所と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(7) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>4 中国帰国者等に対する取扱いについて</p> <p>(1) 自立指導員との連携の上、中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムを活用し、本人の希望に沿った支援につなげているか。</p> <p>(2) 平成19年4月1日から施行された「中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い」に基づき適切に行われているか。</p>

北九州市において発生した孤独死事例の概要等

○保護の開始時(門司区の事例)

- ・平成18年5月、門司区の市営住宅で一人暮らしをしていたAさん(当時56歳)が自宅で亡くなっているのが見つかり、検死の結果、死後4か月とされた。
- ・Aさんは身体障害者手帳4級(下肢不自由)をもっていた。平成17年7月には栄養失調による虚弱で働けない状態となり、町内会長や民生委員らにより救急車が呼ばれ、病院に搬送されたこともあった。また、電気、ガス、水道のライフラインは同年9月時点で止められていた。
- ・このAさんは、生活困窮の状況にあったため、平成17年9月と12月の2回にわたり、門司福祉事務所に生活保護を受給するために相談に訪れた。同福祉事務所では、保健師を派遣(計5回)するなどしていたが、市内に住む成人した子ら親族で援助できないか話し合うよう促し、生活保護の申請書の交付に至らなかったもの。

【問題点】

- ①ライフラインが停止している生活困窮者の把握、及び生活保護の相談への誘導
- ②民生委員等地域における生活困窮者等の見守りの在り方

○保護の廃止時(小倉北区の事例)

- ・平成19年7月10日、小倉北区の一人暮らしのCさん(当時52歳)が自宅で死亡しているのが見つかった。遺体発見は死後3か月であった。
- ・平成18年10月までタクシー運転手として働いていたが、病気のために仕事ができなくなり、同年12月7日に生活保護の申請をした。同月26日に保護が開始され、翌年1月からは病気を治療しながら就労・自立に向けた指導が始められた。
- ・ところが、4月2日になって、Cさんから保護を辞退する旨の申し出があり、福祉事務所は4月10日付けで保護を廃止した。その後、Cさんと福祉事務所との関わりは途切れた。

【問題点】

- ・辞退届による保護廃止における辞退意思及び廃止後の生活の見通しの確認

○北九州市の動き

平成19年 5月	北九州市生活保護行政検証委員会発足
10月	中間報告書発表
12月	最終報告書

○国の動き

生活保護関係全国係長会議の開催(平成19年9月6日)
・保護相談時及び辞退届に基づく保護廃止時等の適切な取扱いについて指示

○国による北九州市への監査

1 監査期間等

- ・期間 平成19年10月29日(月)～11月2日(金)
- ・対象 北九州市本庁、小倉北福祉事務所
- ・体制 監査官等 6名(通常は2名体制)

2 監査の視点

- ①ライフラインが停止した急迫状態にある生活困窮者を発見できる仕組みや生活保護の相談への誘導の仕組みはできているか。またそれが機能しているか。
- ②相談・申請等開始時の取扱いが適切かどうか。
- ③辞退届による廃止時等の取扱いが適切かどうか。
- ④保護を開始した後のケースへの取組が適切かどうか。

3 問題点

- ①ライフライン停止で急迫状態にある生活困窮者の発見等については、当市には従来から地域ネットワークシステムはあるが、現場ではそれが十分機能していなかった。
- ②扶養義務者へ過度に扶養援助の確認を求めている事例があった。
- ③辞退届による保護廃止等の取扱い状況については、保護廃止後の就労先や収入など自立の目処の確認が不十分な事例があった。
- ④入院しているホームレスに対し、退院時に居宅保護の必要性の確認を行わないまま保護廃止しているなど、ホームレスに対する保護の適用に関し不適切な事例があった。 など

4 指導事項の概要

①ライフライン停止等の把握による生活困窮者の情報提供、連携体制について

今後市が予定している新たな地域ネットワークシステムの構築においては、例えば、生活困窮度や健康状態等に応じて、速やかに生活保護の相談・申請窓口の対応が必要な者、保健師等の訪問が必要な者、民生委員等の見守りが必要な者など、段階を設けて対応するシステムにするなど、真に急迫する者を漏れなく救済できる連携体制の確保等について検討すること。

②保護の相談・申請時の対応や保護辞退による廃止等の取扱いについて

次の事項について福祉事務所に対し、指導の徹底を図り、死亡事例と同様な事例を再発させないよう、その防止に努めるとともに、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

- i 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある者については、申請手続の援助指導を行うこと。
- ii 「辞退届」により保護を廃止する場合には、その「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものか、十分な確認を行うこと。
- iii 保護の廃止決定を行うに当たっては、本人から自立の目処を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状態に陥ることのないよう十分留意するとともに、廃止決定の判断は、担当者任せにせず組織的な対応をすること。 等

③ホームレスに対する保護の適用について

ホームレスに対する保護の適用については、国の通知で示している「居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないこと」などに留意し、生活保護制度の適切な運用を行うこと。

④小倉北福祉事務所における保護受給中のケースの取扱いについて

一部の被保護世帯に対する訪問調査活動が低調なため生活実態の把握が不十分で必要な指導援助がなされていなかったことから、査察指導員は、現業員に対し訪問調査活動等現業業務の適切な進行管理を行うよう努めること。

⑤その他

管内各福祉事務所の面接員や現業員等に対し、接遇・面接技能等の向上に資するための職員研修等の充実を図ること。

(別紙②)

職員の不祥事事例

(事例A)

○生活保護費の着服

(内容)

- ・被保護者8世帯に収入増加等を根拠に廃止や減額を通告していながら、これらの保護費について廃止の処理をしなかったり、収入額がないなどとして減額をせず、保護をそのまま継続して架空の生活保護費支給分3,177万円を約4年半にわたり詐取したものの。
- ・支払切符で換金する窓口払の仕組みを悪用し、被保護世帯と同名の印鑑を用意し、支給日に架空の保護費を銀行派出所から被保護者に代わって受取り着服。

(発生要因・問題点)

- ・現業員が現金を扱う行為が常態とされていた。
- ・課税状況調査を本人任せとし、組織的なチェックが不十分であった。
- ・生活保護費を窓口払としていた理由が不明確であった。
- ・不正が長期化した要因として、職員が自主的に当該世帯を担当するとの申し出があり、職員の経験に頼り同一世帯を長期間担当させ、結果的に職員任せとなり、査察指導員によるケースの状況把握や事態の発見もできなかった。

(未然防止策)

別紙⑤

(事例B)

○生活保護費等を窃盗

(内容)

- ①福祉事務所のカウンター内の椅子の上にあった、生活保護費の入った手提げ金庫約440万円を窃盗。
- ②福祉事務所の金庫から遺留金を2度にわたり合計約49万円を窃盗。

(発生要因・問題点)

- ・現金管理の不徹底
- ①金庫取扱者の厳重な管理意識が欠けていた。

②経理担当職員が頻繁に出し入れするとして、勤務時間中のみ金庫には施錠がされておらず、厳重な管理意識が欠けていた。

(未然防止策)

別紙⑤

(事例C)

○被保護者名簿の漏洩

(内容)

- ・借金をした金融業者から、「被保護者名簿等を渡せば借金を帳消しにする」と持ちかけられ、職員がこれに応じ被保護者全世帯分の情報が漏洩した。
- ・事件発生後、全被保護世帯宅への謝罪訪問と不審電話などの被害の状況確認を実施したが、被害のある被保護世帯はなかった。
- ・警察と連絡をとり被保護者名簿の回収に努めている。

(発生要因・問題点)

- ・情報管理の不徹底
- ・職員の倫理意識の欠如

(未然防止策)

- ・情報管理の徹底
- ・研修等による職員の倫理意識の高揚

(別紙③)

通院移送費の不適切な取扱い事例

(事例)

○介護タクシーでの通院を装い通院移送費を詐取。(捜査中:被擬事実未確定)

(世帯の状況)

・世帯員

主42歳:元暴力団、肝肺症候群の障害1種1級(電動車いす使用)及びC型肝炎で札幌市へ通院。逮捕されたタクシー会社役員とは知り合い。

妻37歳:傷病あり(めまい症、自律神経機能低下等)。主と同様札幌市へ通院。

子:四男三女 計9人世帯

(内容)

- ・主と妻が介護タクシー業者と共謀し、1年8ヶ月の間で約2億4千万円を詐取したとして逮捕。
- ・主及び妻が利用した介護タクシーの請求に際し、運行事実がない区間の費用を加えた虚偽の通院移送費が請求され、福祉事務所は請求内容を十分審査せずにこれを支給した。
- ・往復1回あたりの料金は25万円超(片道距離約85km)、1日に2往復したという不自然な請求事例もあり。また、月に最高で31日の通院回数もあった。

(福祉事務所の取扱い)

- ・受診医療機関としての適否についての検討が不十分。
- ・通院事実の確認はされているが、交通手段、通院日数、交通費などの妥当性が検討されていなかった。
- ・給付可否意見書のない医療機関への通院にも支給する事例があった。
- ・給付の決定にあたり複数業者による見積書等での検討がされていなかった。

不正受給の状況

1 不正受給件数、金額等の推移

年度	不正受給件数	金額	1件当たり金額
	件	千円	千円
14	8,204	5,360,659	653
15	9,264	5,853,929	632
16	10,911	6,203,505	568
17	12,417	7,003,465	564
18	14,669	8,976,185	612

資料：平成18年度監査実施結果報告

2 不正内容

内訳	平成18年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	7,885	53.8
稼働収入の過小申告	1,440	9.8
各種年金等の無申告	2,363	16.1
保険金等の無申告	501	3.4
預貯金等の無申告	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	281	1.9
その他	1,978	13.5
計	14,669	100.0

資料：平成18年度監査実施結果報告

3 不正受給発見の契機の状況

照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料：平成18年度監査実施結果報告

- (注) 1. 「照会、調査」とは、福祉事務所が被保護世帯、勤務先、生命保険会社、税務官署、社会保険事務所等の関係先に対する照会や訪問調査を行ったもの並びに監査指摘等によるものである。
2. 「通報、投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報、投書である。
3. 「その他」とは、新聞報道等によるものである。

4 具体例

○稼働収入の無申告

傷病のある世帯主(59歳)は、平成16年4月から18年7月までの間、タクシー会社に就労していたにもかかわらず、無就労として申告していたため、3,551千円の保護費が過大支給となったもの

○稼働収入の過小申告

世帯員である妻及び子は、平成12年4月から18年6月までの間、ボウリング場等での稼働収入である9,534千円のみを申告していたが、実際には妻が別に清掃会社等でも就労しており、そこでの稼働収入3,933千円が過小申告となっていたため、3,933千円の保護費が過大支給となったもの

○年金収入などの無申告

世帯主(65歳)は、平成15年2月から17年12月までの間に受給した特別支給の老齢厚生年金2,082千円や平成15年2月から6月までの間に受給した雇用保険の求職者給付645千円などについて申告していなかったため、3,812千円の保護費が過大支給となっていたもの

(別紙⑤)

福祉事務所における職員の不祥事の種類と対応策

○不祥事の種類

金銭に絡む職員の不祥事の内容を大別すると、

A：保護費等を被保護世帯に渡す前の段階で不正に取得するもの、

B：被保護者が持つ金銭を不正に取得するもの、

C：職場内における保護費等の窃盗

の3つに類型化できる。

発生の要因として考えられることは、Aについては、現業員が直接現金を取扱っていたこと、窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったこと、安易に現業員が印鑑等を使用できたこと、長期にわたり現業員が同一世帯を担当していたことなどである。

Bについては、現業員が被保護者の通帳等を管理していたこと、現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと、被保護者に対し返還金等の取扱い方法が周知されていなかったことなどがあげられる。また、A Bいずれもその多くが査察指導員がケースワーカーに業務を任せきりにして点検等がなされていなかったことも大きな要因である。

Cについては、返還金の会計への納入処理が遅れ長期間金庫で保管する状態だったことなどである。

○防止対策等（別表参照）

防止策としては、①システム上の対策として、口座払いの推進、窓口払いの場合の経理担当等との複数による支給体制の確立、現金等取扱い方針等の作成とその周知徹底がある。次に、②運営上の対策として、査察指導員によるケースの状況把握の徹底や現業員の業務の進行管理、課税調査の徹底、定期的な自主的内部点検の実施、担当地区を一定期間で変更することなどがある。また、③倫理（モラル）上の対策として、幹部職員等が職員の不祥事は絶対に起こさないという強い意識を持ち、職員にたとえ僅かな額でもこのような行為は犯罪行為だということを強く認識させ、不正防止に対する意識の高揚を図ること、研修等による職員のモラル向上などがあげられる。

またCについては、金庫等管理の徹底を図るとともに迅速な返還金の納入処理などがある。

いずれの場合も、特に査察指導員等はケースワーカー任せにせず、組織的に業務を推進し、定期的な点検等を行うことがなにより肝要である。

福祉事務所職員における不正の種類・要因・防止対策

類型	主な不正の方法	発生要因	防止対策
A 保護費の不正取得	①廃止・停止したケースについて、事務処理手続きを行わず、保護継続を装い保護費を支出させ、不正に取得 ②収入認定すべき年金収入等を事務処理をせずに保護費を過大に支出させ、差額を不正に取得 ③転居に伴う敷金等を過大に水増すなど関係書類を偽造して請求し、本人には正規の額を支給し、差額分を不正に取得	①現業員による現金の取扱いが行われていたこと。 ②窓口払いによる支給時の確認体制が徹底されていなかったため、安易に現業員が印鑑等を使用し保護費を受給できたこと。 ③組織的なチェック体制が不十分だったこと。 ④長期にわたり、同一世帯を同じ現業員が担当していたこと。 ⑤査察指導員等が現業員に現業業務を全任していたこと。	①口座払いの推進 ②窓口払いの場合は、経理担当職員等同席による本人確認、及び支給体制の確立 ③現金等取り扱い方法の確立 → 取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ④査察指導員による世帯状況の把握の徹底 → ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ⑤福祉事務所内の状況把握等 → 査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ⑥課税調査の徹底 ⑦内部点検等による各ケースの確認 ⑧現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑨職員の資質の向上及びモラルの徹底
B 被保護者の通帳等からの不正取得	①被保護者の通帳・印鑑及びキャッシュカード等を預かり、保護費等を不正に引き出し着服 ②被保護者から返還金等に係る現金を預かり、処理せずに着服	①現業員が被保護者の通帳、印鑑、キャッシュカード等を管理していたこと。 ②現業員による返還金等の現金の取扱いが行われていたこと。 ③被保護者に対し、返還金等の取扱い方法の周知が徹底されていなかったこと。	①現金等取り扱い方法の確立 → 取り扱い方針等の作成 ・被保護者に対する周知徹底 ②査察指導員による世帯状況の把握の徹底 → ケース記録等から疑義が生じた世帯については、同行訪問又は、来所させる等により被保護者と直接面接の上、状況の把握に努める。 ③福祉事務所内の状況把握等 → 査察指導員・幹部職員は、現業員等の状況の把握に努めるとともに、現業員に業務を任せたままにせず、組織的な運営管理に努める。 ④内部点検等による各ケースの確認 ⑤現業員の担当地区を一定期間で変更 ⑥職員の資質の向上及びモラルの徹底 ⑦金銭管理能力に欠ける者などの通帳、印鑑等に係る管理については、地域福祉権利擁護事業の活用などを検討。
C 保護費等の盗難	金庫等に保管していた保護費等を盗難	①支給日に来所できなかった世帯の保護費が金庫で管理されていたこと。 ②預かった返還金の会計への納入処理が遅れて、長期間、金庫で保管された状態であったこと。	①口座払いの推進 ②金庫管理の徹底 → 限られた職員による管理の徹底、鍵の管理の徹底、配置位置の検討等 ③金庫内残額の定期的な確認 ④迅速な返還金の納入処理

2 平成20年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内福祉事務所に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点（案）」に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているため、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。